

2016年3月10日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

全国労働組合総連合

議長 小田川 義和

## 厚生労働行政の在り方にかかわる重点要求について

2015年10～12月期の実質GDPは前期比-1.4%（年率換算）となり、株価も年明けから急落し、その後も極めて不安定な動きを続けています。政府は新興国経済の減速や原油価格の下落などを挙げられますが、根本的には消費不況だということが指摘されねばなりません。働く人々の実質賃金が前年比で4年連続のマイナス（毎勤統計の「現金給与総額」は12年-0.9%、13年-0.9%、14年-2.8%、15年-0.9%）となったもとで、2人以上世帯の実質消費支出は前年比で14年-2.9%、15年-2.3%（家計調査。なお、15年12月は-4.4%）と大幅に落ち込んでいます。一部の大企業の短期的な利益に偏重し、グローバル競争を煽る施策の誤りはもはや明らかです。

政府も少子高齢化と人口減少・労働力不足を問題視され、「1億総活躍社会」を唱えて、賃上げや希望出生率1.8、介護離職ゼロなどをめざすとされていますが、だとすればなおさら、格差と貧困の拡大に光を当てた施策の見直しが不可欠です。すべての働く人々の賃金の底上げや中小企業支援の強化、社会保障拡充に政策を転換し、個人消費を活性化して、内需拡大による経済再生に舵を切るべきです。

また、非正規雇用労働者が増え続け、年収200万円未満の働く貧困層（ワーキングプア）が1,139万人に達している事態を深刻に受け止め、労働者派遣の事実上の自由化やリストラ奨励の労働移動支援助成金など雇用流動化策を転換し、均等待遇の実現と正社員が当たり前の安定した良質な雇用ルール確立をめざすべきです。

法人税のさらなる減税の一方で、来年4月からは消費税の増税が予定され、社会保障制度の連続的な改悪がすすめられていることが、人々の将来不安に拍車をかけています。「自己責任」を基調にした社会保障制度改革推進法に基づく具体化を止め、国の責任ですべての人々に安全・安心の社会保障を保障すべきです。

以上の趣旨から、厚生労働行政の基本的な在り方について、以下の事項の実現を強く要請いたします。

## 記

### 1. 政府が主体性を持ったとりくみをおこない、すべての働く人々の賃金の大幅な引き上げ、底上げを実現すること

- ① 安倍首相も国際的には低水準だと認めた最低賃金を大幅に引き上げ、時給1,000円未満で働く人を直ちになくすこと。そのため、中小企業の賃上げへの直接支援を手厚く実施すること。
- ② 人間らしい暮らしを保障し、地方疲弊の要因ともなっている地域間格差を解消するため、全国一律最低賃金制を早急を実現すること。また、非正規雇用労働者に均等待遇を保障し、すべての差別をなくすため、同一労働同一賃金原則を法定化すること。
- ③ 公契約法を早急に制定し、賃金の下限規制を実現することで、企業間・労働者間の公正な競争と公務・公共サービスの質を確保すること。公務における非正規雇用労働者の低賃金構造を転換するため、時間給を大幅に引き上げること。

### 2. 労働者保護法制の規制強化と指導・監督体制の拡充によって、長時間過重労働と低賃金・不安定雇用をなくし、安定した良質な雇用を実現すること

- ① 大型バス等の事故多発や過労死・過労自死の続発等の現状にかんがみ、時間外労働の上限規制を法定化するとともに、36協定の特別条項を廃止し、勤務と勤務の間に11時間以上の間隔をおく勤務間インターバル制度や夜勤交替制労働における夜勤回数・拘束時間・休息時間の上限規制を実現すること。
- ② 以上の施策に逆行する「高度プロフェッショナル制度」や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」を盛り込んだ労働基準法「改正」法案を撤回すること。
- ③ 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりの検討は中止し、整理解雇の四要件を法定化するなど解雇規制を強化すること。企業のリストラを促進する労働移動支援助成金を見直し、雇用調整助成金を大幅に増やすこと。また、ブラック企業の蔓延や募集・採用時のトラブル頻発に鑑み、雇用仲介事業の規制緩和を見直し、職業紹介業務は国が責任をもっておこなうこと。
- ④ 低賃金で不安定な雇用が増えている現状にかんがみ、雇用保険制度については、保険料率の引き下げはおこなわず、給付水準の改善をおこなうこと。
- ⑤ シルバー人材センターの派遣・職業紹介事業の規制緩和はおこなわないこと。民業圧迫、労働市場への悪影響、労働者保護に欠けた就労という批判がある実態をふまえ、事業の実態を調査したうえで、労働者保護の強化をはかること。
- ⑥ 人権侵害が繰り返されている技能実習制度を活用した、外国人労働者の安易な受け入れ拡大は止めること。受け入れにあたっては、最低賃金の大幅引上げや均等待遇原則の確立など、ディーセント・ワークを保障するための条件整備を先行させること。

3. 社会保障制度の連続的な改悪を中止し、国の責任で、すべての人に健康で文化的な生活、安全・安心の社会保障を保障すること
- ① 年金のマクロ経済スライドを廃止し、最低保障年金制度の創設など、年金制度を改善すること。生活保護の大幅な引き上げをおこなうこと。すべての人に健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、失業時扶助の創設をふくめた総合的な生活保障の構築をすすめること。
  - ② 介護報酬を大幅に引き上げること。病床削減をすすめ「医療難民」「介護難民」をうみだす地域医療構想の策定を中止すること。社会保障制度改革推進法等を廃止し、住民要求にもとづく安全・安心の医療・介護の実現を国の責任で保障すること。国保の都道府県と市町村による共同財政運営（国保の都道府県化）を口実にして、各自治体が実施している一般会計からの繰入金（法定外）を禁止しないこと。高すぎる国保の保険料を軽減するために補助を大幅に増額すること。
  - ③ 「希望出生率 1.8」「介護離職ゼロ」の実現にむけ、公的保育施設や特養の整備目標を 50 万人分から大幅に引き上げ、必要な受け入れ枠を確保すること。保育士や介護職員など、福祉施設で働くすべての人々の処遇を大幅に改善するなど、実効ある人材確保対策を早急におこなうこと。
4. 労働政策の三者構成による決定原則を堅持するとともに、各種審議会・委員会等に全労連の推薦する者を委員として任命するなど、全労連との新しい関係を構築すること
5. ILO 基本条約を全面批准するなど、国際的な中核的労働基準を十全に遵守、尊重すること。公務員制度改革にあたっては、ILO 勧告をふまえ、労働基本権を全面的に回復すること
6. 現下の雇用情勢や被災地支援の必要にかんがみ、労働局等の人員を正規で大幅に増やして、ブラック企業や大企業等への監督・指導を強化するとともに、被災者や失業者、生活困窮者に対する手厚い支援を実施すること

以上